平成２９年（フ）第９１０号
住所不定、住民票上の住所埼玉県鴻巣市宮前424番地３　オリス鴻巣Ａ　201
破産者　菅原　伸一
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
大阪市都島区東野田町１丁目３番８号　コンソラーレ東野田　401号
破産者　合田　晋二
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１７号
神奈川県綾瀬市大上６丁目６番１号
破産者　藤田　順子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５号
岐阜県関市巾２丁目283番地１　キャッスル巾Ａ棟101
破産者　大村未来代
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０２号
静岡市葵区栄町５番地の11　栄エーワイビジデンス401、旧住所静岡県富士宮市城北町13番地
破産者　藤巻　　穣
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２号
愛知県一宮市北方町北方字西本郷207番地２ウィンピア北方302号
破産者　佐野　弘美
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２８号
愛知県蒲郡市三谷町須田40番地、開始決定時の住所愛知県蒲郡市形原町南淀尻36番地１
破産者　森下　毅彦
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４５３６号
大阪市住吉区長居１丁目７番５―108号、申立時の住所大阪市阿倍野区阪南町５丁目３番２―1103号
破産者　麻工業西重義弘こと　西重　義弘
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４５号
大阪市北区山崎町５番12号　アクシスⅡ604号室、申立時の住所大阪市北区中崎西１丁目５番４―611号
破産者　石川　雅之
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４８１号
大阪府寝屋川市打上宮前町３番２―701号
破産者　後藤　明人
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６８号
大阪市西成区玉出東１丁目５番11号　エルベ玉出東　102
破産者　出口　重信
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８７号
大阪府東大阪市足代新町16番４―605号
破産者　岩本美奈子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２５９号
沖縄県名護市東江５―18―７―206、住民票上の住所大阪市住吉区苅田８丁目２番37号
破産者　山田タカ子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６９号
兵庫県西宮市小曽根町１丁目１番23―104号
破産者　飯原　淳人
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５９５号
大阪府門真市南野口町10番13―405号
破産者　前田工業こと前田哲男こと　韓　　哲変
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６６６号
大阪府豊中市赤阪１―６―25、開始決定時大阪府大阪市此花区高見１丁目３番34―1015号
破産者　坂本　寛成
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４９号
大阪府茨木市鮎川１丁目７番31号　第一コーポ藤本103号室、開始決定時大阪府茨木市西豊川町15番31号の10
破産者　原田　誠司
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５１号
大阪府茨木市鮎川１丁目７番31号　第一コーポ藤本103号室、開始決定時大阪府茨木市西豊川町15番31号の10
破産者　原田　久子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部